

事務連絡

令和7年1月10日

介護保険事業者 各位

春日部市介護保険課長

年齢到達または資格取得前の要介護認定申請について（通知）

本市の介護保険行政の運営につきまして、日ごろより格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、年齢到達前または介護保険の適用除外施設に入所中で、被保険者資格がない方の要介護・要支援認定申請について次のとおり定めましたので、お知らせいたします。

記

1 概要

要介護・要支援状態にある場合において、年齢到達または被保険者資格を取得する日以後に速やかに介護サービスの利用が必要な場合など、特別な事情がある場合に事前に認定手続きを進め、年齢到達または資格取得と同時に認定を受けることができます。

なお、事前申請は年齢到達または資格取得予定日の3か月前から受け付けることが可能となりますので、窓口等にて特別な事情についてお申し出ください。

2 65歳到達前の新規申請について

（1）事前申請の時期

64歳9か月に到達した日から65歳の誕生日の前々日まで

（2）認定有効期間

申請者が、第2号被保険者としての認定の資格を満たさない場合は、

認定有効期間の開始日は65歳到達日（誕生日の前日）からとなります。

※既に認定を受けている第2号被保険者が、65歳に到達し第1号被保険者になる場合は、第2号被保険者として受けていた認定内容を自動的に引継ぎますので、手続きは必要ありません。

3 40歳到達前の新規申請について

(1) 事前申請の時期

39歳9か月に到達した日から40歳の誕生日の前々日まで

(2) 認定有効期間

認定有効期間の開始日は40歳到達日(誕生日の前日)からとなります。

4 適用除外施設に入所中で、被保険者資格がない方の新規申請について

(1) 事前申請の時期

介護保険施設等の利用を検討し、適用除外施設の退所を予定している日の3か月前より

(2) 認定有効期間

適用除外施設の退所した日から有効期間開始日としますので、退所日が決定次第、ご連絡ください。

5 留意事項

- ・ 特別な事情がある場合以外は、年齢到達日等以降に通常の手続きにて申請を行い、必要に応じて暫定ケアプランに基づき介護サービスを利用してください。
- ・ 事前申請の場合、介護度決定前の暫定ケアプランに基づく介護サービスの利用は不可となりますのでご注意ください。
- ・ 事前申請の場合、認定有効期間開始日は、要介護・要支援認定日ではなく、年齢到達日または資格取得日となります。
- ・ 事前申請における認定日から認定有効期間開始日（資格取得日）までの間に転出等の資格喪失事由が発生した場合（予定も含む）は、認定の効力はなくなり取り下げが必要になりますのでご注意ください。その際、被保険者証は回収させていただきます。
- ・ 介護保険負担限度額認定制度の利用が必要な方は、認定有効期間開始後、該当月内に申請してください。

【担当】介護保険課介護認定担当

電話：048-796-8295

mail:kaigo@city.kasukabe.lg.jp